ドイツ株式法の小改正

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2011-02-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 保住, 昭一
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9145

財産による資本増加 並び に 損益計算書に関する法律」

年一二月二日から開かれたドイツ連邦議会は、

「会社

立した。この修正法によると、少くとも現行株式法は三

限会社法の改正のいわば暫定的改正法として、一九五九

ドイツ株式法の小改正

資料

はじめに

ntwurf (1958))。それにも拘らず、来るべき株式法および有Referentene-)。 た 問種 ねりいる (Bundesjustizministerium, Referentenentwurf eines Aktiengesetz (1958): Erläuternde Bemerkungen zum ツにおける 一大課題 とされて きたものであるが、 最近連邦法務省から改正草案とその説明書が公表さ 々の調査研究団体による改正意見が公表され、 その ŧ

周知のようにドイツ株 式法の 改正は、 戦後の 西ドイ として「会社財産による資本増加 並 び に 被傭者に対す

ドイ

邦政府案として提出されたが、経済委員会による修正を Arbeitnehmer an) (以下便宜上税務処理法と呼ぶ)を成eigenen Aktien an) 立せしめたのである。 右の資本修正法は、連邦法務省によつて立案され、

連

保 住 昭

宜上資本修正法と呼ぶ)、 (Gesetz über Kapitalerhöhung aus Gesellschaftsmi-)(以下便 および右法律に対する関連法

(Gesetz über steuerrechtliche Massnahmen bei Erhähung des (Nennkapitals aus Gesellschaftsmitteln und bei Überlassung von る自己株式の譲渡に伴う税法上の処理に 関 する 法律」

受け、一九五九年一二月二三日に連邦議会を通過して成

従来、株式法および有限会社法に規定のなかつた会社財

先立つて、全面的に改正されたわけである①。

以下右資本修正法を中心として、若干の検討を加えて

の項目分類規定が、貸借対照表の項目分類規定の改正に

完全であつた年度損益の完全な公開のために損益計算書

つの部分において改正された結果となる。その第一は、

機定した株式法第一三二条を全面的に改め、きわめて詳、の第三は、年度決算書のうちで損益計算書の項目分類を関する株式法第六五条第一項を緩和したことであり、その第二、従業員株主の増加をはかるために自己株式の取得には、従業員株主の増加をはかるために自己株式の取得には、従業員株主の増加をはかるために自己株式の取得には、従業員株主の増加をはかるために自己株式の取得に

とにあつたといわれるが、その趣旨が更に徹底されて、賞株(Gratisaktien)に対する課税の紛争を除去するこ暫定的改正は、後に触れるように、その直接的契機は無細な項目分類を規定し直したことである。これら三点の

準備金の資本組入の非課税措置を正面から認めることに

て、

年度決算書の公開が必要とされ、とくにその点の不

緊急法となつたのであり、また、

株式の分散および資本

したがつ

人税引下げと相まつて資本市場の需要に応じようとした

広汎な株式の分散をはかり、

配当利益に関する法

市場の活潑化に伴つて会社企業の完全な公開、

律

論

法

のようと思うが、もとより、資料にすぎないことをお断りしておきたい②。 は A. Köhler. Kleine Aktienrechtsreform(1960)に拠つた に拠つた

次大戦後の通貨の切換に際し、

従来の ライヒスマルク

(Reichsmark) を新たにドイツマルク (Deutsche Mark)

であつたと考えられよう。 となつたことなども、

資本と準備金の不均衡をなす要因

改正法 の特色

会社財産による資本増加

可能であるにすぎない。この資本確定原則に関連して、 定資本は、資本増加の方法においてのみ増加することが 英米法に比較して、ドイツ株式法は総額引受主義を土台 とする資本確定原則を堅持しており、一たん確定した法 会社金融の諸制度においてはるかに弾力的である

ほかにいくつかの要因が考えられよう。 といわれている。 際の自己資本に対しかなりのアンバランスを示していた の拘束を受け、きわめて不便であつたのである。そのた めに物的会社の公称資本金額は、その準備金ないしは実 産を資本化することは、商法的に、また、税法的に種々 物的会社が社内に留保した会社財産、したがつて剰余財 剰余金の資本化が法律上不便であつたという理由の しかし、資本と準備金のアンバランス 例えば、 第二

> 照表法)」(Gesetz über die Eröffnungsbilanz in Deutscher Mark) 照表および資本更新に関する法律 提とした会社の資本関係の名目的転換が要求され 九四九年八月二一日の「ドイツマルクによる開始貸借対 新たな確定が必要とされた。その措置を規定したのが ならず、経済能力の低下した企業の実質的な資本関係 に切換えたのであるが、 その結果、 (ドイツマル ライヒスマ ク貸借対 ル たの クを前

国に在る資産の返還により、 な確定後に所有した有価証券の再評価により、 ざるを得なかつた。更に多くの会社は、 のであつて、資本関係の確定はどうしても控え目に行わ のため多額の準備金を設定しなければならないと考えた を採つたのである。また、当時各会社は将来の負担調整 洞察することが不可能であつたため、 を行つたのであるが、当時においては今日の経済復興 である。右法律に基づいて会社は資本関係の新たな確定 多額の自己資本をもつ結果 かなり慎重な態度 資本関係の新 かつ、外

92 ずれにしても公称資本金額と実際の自己資本のアン

ランスは、 相対的に株式の相場水準を高める結果とな

ŋ 配当の名目的引上によつても株式投資の利廻り ú

依

る。

すなわち、

会社が年度利益または拘束を解いた任意

準備金を社員に分配すると同時に、

社員の具体的

ごな配当

請求権を会社に現物出資として給付して新株を引受ける

という二重処理により行つてきたわけである。

然として低額なものでしかないこととなる。

株式の券面額、 市価、 配当の間 に また一 種の したがつ 不均

て、 衡を生ずる結果ともなる。 また相場水準の高騰は、 株式

所得税法第二○条第二項第一

号の意味における租税義務

直き

φ

そこに発生する実質的な無償持分は、

社員の場合

\$

っと

資家を資本市場から締出す結果となり、 取引や通常の資本増加による新株の引受に際し、 汎な分布を得ようとする物的会社本来の性格に反する。 結局、 株主の広 零細投

会社財産による資本増加を新たに規定した資本修正法の

律

法

(2)

一九三七年の現行株式法および有限会社法は、

会

は、

無償持分の交付により び た一文増えるものでは

論

叢

基本的な狙えは、 自己資本の調節に弾力性を与え、 資本

なかろう。 市場の正常化に応じようとする点にあるといつて差支え

際には、 これを真正面から実行することは不可能であつたが、 社財産による資本増加を規定しなかつた。したがつて、 払込給付の履行を伴う法に定められた通常の 資 実

本増加

(飛気は下) の形式において行われてき た

の

で

あ

襲している。 最近の判決 (BFH-Urteil v. 17. 9. 1957.) ある所得であると判断され、 しかし、 会社財産による資本増加は、 連邦最高財務裁判所は においてもこれを踏

償持分は旧持分の経済的マイナスによつてのみその価 を保存するにすぎないものであつて、 しかも会社の財 値 は何の関係もない出来事である。

したがつて、

新たな無

の自己資本の範囲内における問題であり、

会社の収益と

替の問題である い。 むしろそれはすでに課税済みの単なる自己資本の振 (sner v. Macomber 事件に対し、一九二〇年三月のア(この点では株式配当に対する所得税の課税をめぐる Ei

る資本増加の法的性質に関する論争に終止符をうち、二 を明らかにしたことが想起される)メリカ最高裁判所の判決が非課税)の 資本修正法は、 会社財産によ

される。そして資本修正法によれば、その財源は、 替によつて行われるという点で、通常の資本増加と区別

資本

社員によつて出資されるのではなく、

(3)

会社財産による資本増加は、

増加に必要な財産が 自己資本項目の振

最終の年度貸借対照表に損失、繰越損失および価値修正

い引当金(Rückstellungen)は排除されており、

かつ、

職積立金や納税準備金のように本来資産性を期待し得な

たのであり、

税務処理法によつてなおそれを裏づけたと

いうべきであろう (o., S. 9 u. 57 ff. a.a.)o

重処理による従来のやり方に明確な法的基礎づけを与え

増加に関する決議前の最終の年度貸借対照表に表示され

ドイツ株式法の小改正 準備金である。法定準備金 (「HOSA) の組入は、わが商法 ている準備金に限られる。しかも組入能力を有するのは いわゆる公然の準備金、すなわち法定準備金および任意

ものが存在する場合に限られる。任意準備金の組入は、 法定準備金と異り、

(日商法二九) と異り、

法定額または定款で定めた額以上の

ず、その使用目的に照らして組入能力の有無を決定する 貸借対照表に任意準備金と表示されているか否かを問わ という態度を採つた。すなわち、 全額組入を原則とするが、修正法は その予定通りの使用が

> 備金だけが使用される とい う資本修正法の一つの特色 体を許さないという慎重な態度を採つた。このように会 項目のような差引項目がある場合には、準備金の組入自 社財産による資本増加の財源として、現実に存在する準 は、実質的にはわが商法に認められる株式配当 (エト薬ノニト)

書が確定され、かつ、その年度利益の分配が確定された 似するが、資本増加に関する決議前に経過した年度決算 および新株発行を伴う準備金の資本組入(帰河三里)に近

接認めないのである。 ている。つまり年度利益をそのまま組入れることは、直 後にのみ組入が認められるという点で、株式配当と異つ

関連を切断してしまつているわが商法の立場 (児童に 九三条) (ほか、券面額引上げをも併用し得る) (もつとも有限会社は新持分の設定の)o として、 なお、 資本修正法による資本増加の他の特色は、 新株の発行によつて の み行われることである もつとも、 資本と株式との 原則

資産性ある場合にのみ組入が許される。したがつて、退

94 と異り、資本を株式に分割するドイツ法制のもとでは、も

とより当然のことであろう。そして新持分権は、従前の

保障して端株主を保護しているのは注目される。

自己株式取得の緩和

に関してはこれを部分持分権として、独立にその流通を

得されたままに占有されるのは濫用または弊害を生ずる

自己株式が被傭者に譲渡されるまで、

無制限に会社に取

ったわけである。ただ、

かかる目的のために取得された

である従業員株主増加の道を消極的ながら開こうとはか

律

法

託実行の場合に限り、

例外として、自己株式の取得を認 被傭者にその会社の株式を取得

めていたのであるから、

避けるために必要な場合のほか、無償取得および買入委

旧第六五条第一項においては、会社の重大な損害を

場合にも、

されていたが、重大な損害を避けるために必要な取得の の一の制限を超過する例外を認める権限を有するものと 第一項では、経済大臣は法務大臣と協議して資本の十分 して資本の十分の一までに制限した。そして旧第六五条 ので、重大な損害を避けるために取得されたものと合算

また被傭者に供給するた め の取得の場合に

取得を例外要件の一つに追加して、資本市場政策の一つ

lbständige Arbeit) 所得に算入しない旨を規定して、被

その不便を除去して自己の被傭者に供給するための

は、

的のためには種々の迂廻方法が採ら れていた。

新規定

gskurs)で自己株式の譲渡を受けた場合は、

て、

相場差額を所得税法に定める非独立労働

(nichtse 原則とし るという方法では許されなかつた。

したがつて、その目

務処理法第六条は、

被傭者が会社から優先価格 (Vorzu-

(2)

なお、株式法第六五条第一項の改正に対応して税

(A. Köhler, a.a.)o. (O., S. 48

大臣のかかる権限は除外さ れる こ ととなつたのである

も右の例外を認める 必要はないという理由から、

経済

せしめることは、

会社が直接自己株式を取得して供給す

論

式を取得せしめる方法を容易にしようとした。 すなわ

の自己株式取得の例外要件を拡げて、

会社の被傭者に株

資本修正法第一九条」は、株式法第六五条第一項

叢

資本に対する持分比率に応じて社員に帰属するが、端株

傭者持株制度の促進策を講じてい

る。

Ξ 損益計算書の項目分類

(1)

資本修正法第一九条川は、

株式法第一三二条の損

益計算書の項目分類規定を全面的に改正したもので、 改

正法中で最も議論の多いところであろう。新規定は、 旧

かつたのである。

規定に比較して項目数が約二倍程に増えており、きわめ

取引法に基づく証券取引委員会規則としての財務諸表規 ついて定めるのみで(「麻川八)、その内容については証券 承認および公告に

する規定は、その作成、備置、公示、

て詳細な規定になつている。

わが商法の損益計算書に関

(券取引委員会規則一八号。昭二八・一一・一四大蔵省令九二号により改正)(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則。昭二五・九・二八証)

容となつているのが目につく。

定の内容は、ほぼわが国の右財務諸表規則と同程度の内

に委ねているが、

修正法による株式法第一三二条の新規

選択を認めたことである。この段階式の採用は、 定式 (2)損益計算書の様式として従来から定められてきた勘 (Kontoform) 旧 規定に比較した新規定の基本的な特色の一 のほかに、 段階式 (staffelform) の っ

> る収益と費用の項目の差額が純損益を表示するというに 規定では、 勘定式損益計算書の両側にそれぞれ羅列され

査官協会の提案に基づくといわれるが (a. o., S. ag

ja Ļ

旧

とどまり、それ以上の段階的表示の観念は全然認め得

ts

書においては、売上損益計算の結果である(売上)総損 益に第七号から第一五号までの収益項目を加え、 ところが新規定による段階式損益計算 かつ、

第一六号から第二八号までの費用項目を減じ、そして年

損益計算書の構造は、最少限三段階に区分表示される。 益計算書の結論とすることになる。したがつて、 度剰余/年度欠損を算出した後、これに前年度の繰越損 つまりその一は売上損益計算の区分で(ハタサタド)、その中 益を加え、準備金出入額を加減して、純損益を求めて損 段階式

hresüberschuß\Jahrestehlbetrag) 号ないし二八号の費用)し一五号の収益、一六)、 で表示され、その二はそれ以外の損益計算の区分で(セトタ その結果が年度剰余/年度欠損 (呉九) であり、 その

間結果が(売上)総損益(Rohertrag/Rohaufwand)(宍)

三は年度剰余/年度欠損計算の区分で(LICIPatel)その最

経済検

96

損益 (Reingewinn/Reinverlust) (星三) が表示されるわ

されない結果となつており、

また、

繰越損益および準備

る 点から考える

金組入額/取崩額の表示を要求して い

目が含まれているために、いわゆる当期業績主義は表示

けである。

法

算書本来の姿として優れていることはいうまでもない。 に埋没してしまうという点で、段階式表示の方が損益計 区分表示される年度剰余/年度欠損が純損益計算の過程

しかも段階式損益計算書では、

わが国の財務諸表規則に

売上高の算定については、

総額主義を徹底し、

値引高お かつ、

て、売上高および売上原価費用の表示を要求し、

原則を採用したことである。とくに売上損益計算におい

(Bruttorechnung) または総額主義

(Bruttoprinzip)

諸表規則による当期純損益に比較して、右の年度剰余/

第一項第一費用の部に列挙される以外のすべての費用を

いわゆる年度損益を算定する とされていた

び期末の棚卸高の増減を加減し、

それから旧第一三二条

売上高に期首およ

接近しているのは注目すべきである。しかし、わが財務

損益とを区分表示することを要求して、

期間損益計算に

廻

旧規定による売上損益計算は、

よる当期純損益に相当する年度剰余/年度欠損と、

繰越

よび戻し高のみを控除することが できる と定めている

年度欠損の算出には期間損益に必らずしも関係のない項

控除して、

律

論

ている。もつとも、

勘定式においては、段階式の場合に

(3)

新規定のもう一つの特色は、全体とじて総額計算

の表示方法が盛られていることも、

旧規定と著しく違つ

て差支えなかろう。

純損益というように費用と収益の対応により、階段区分

部がそれぞれ売上損益、

その他の損益、

繰越損益そして

たは欠損金計算書)

との結合したもの とい う感じが強

わが財務諸表規則による損益計算書と剰余金計算書 と、ドイツ株式法の新しい段階式損益計算書の内容は、

(ま

い。したがつて、いわゆる包括主義的損益計算書といつ

段階式損益計算書に準じており、

費用の部および収益の

他方、勘定式を採用した場合も項目分類の順序はほぼ

叢

つであり、

会社のいわゆる full disclosure

に一歩前

したというべきであろう(る売上原価の表示が、新規定によつても表示したというべきであろう(もつともわが財務諸表規則五九条に定められ

engesellschaft, 3. Aufl.)。しかし、 (1957) S. 334 ff.) (Trumpler, Die Bilanz der Aktiengesellschaft, (1950) S. 296 ff; Adder-Düring-Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Akti-旧規定では第一三二条の

れが売上損益に相当するにとどまり、 号または費用の部第九号に表示されるだけであつて、 牧益の部第二号ないし第六号以外の収益と、費用の部第 号ないし第八号以外の費用との差額が、収益の部第 売上高はもとより

ے

殺勘定することが認められ、

段階式のときは第一号から

mtleistung)を算出し、 それに他の積極的自己給付額を加えて総給付額 比較して新規定の売上損益計算は、その総額主義に基づ 程の中に一様に埋没してしまつていたのである。これに 棚卸高、そして売上原価も純額計算または半額計算の過 売上高に期首および期末の棚卸高の増減を加減し、

原価) 製造原価 いるのは、 表示される(とくに段階式に関する三)。このように売上高並びに を控除して、 (または仕入原価) 旧規定にみられなかつた注目すべき特色の 売上総損益を算出するという方式で それから製造原価(または仕入 の各総額の表示を要求して (Gesa-

が、

るものと考えられよう。

注意を要する)

総額主義の原則が排除され、 このような売上損益の計算は、しかし一定の場合に、 勘定式のときは第一号から

第三号までの収益と、第一号および第二号の費用とを相

措置が何故に認められたかは必らずしも明らかではない 主の権利を認めて株主保護を講じている。 られるが、同族会社の場合には総額主義に復帰すべき株 第五号までの記載を省略して、これを一括して第六号の の適用を受ける会社は、非公開会社または同族会社に 総損益として表示することが認められる (兎)。 臆測すれば恐らくは年度決算書の公告義務に関連す かような例外 この例外

(一九六一・四・八稿)

会社財産による資本増加並びに損益計算書に、 (4-)

関する法律 第一章 会社財産による資本増加・・・ (一九五九年一三月二三日成立)

ことができる。 限会社)は、準備金の資本組入により資本金を増加する 資本増加に関する決議および決議の申告には、株 (1) 物的会社(株式会社・株式合資会社・有

式会社については株式法第一四九条第一項および第一五

第二二五条第一号を、有限会社については有限会社法第 条第一項、第一五一条第一項、第二一九条第三項および 五三条第一項、同第二項および第五四条第一項を適用す 一条第一項を、株式合資会社については株式法第一四九

法

る。

(3)

資本増加はその決議前に経過した最終の営業年度

(最終の年度決算書)が確定され、その営

律

論

・ればならない。

資本増加に関する決議は貸借対照表に基づかなけ

第二条 (1) 資本に組入れられる準備金は、

最終の年

対照表に準備金として表示されていなければならない。 ない。決議が他の貸借対照表に基づくときにもその貸借 度貸借対照表に準備金として表示されていなければなら

はその全額、法定準備金は従前の資本の十分の一また は定款を以つて定めているそれ以上の額を超える額。 一 株式会社および株式合資会社では、任意準備金 組入れることができる。

第二項および第三項の場合を除いて左の準備金を資本に

借対照表法 (D-Mark-Bilanzgesetz) 第三五条第三項第 一文および第四七条第一項の規定による特別準備金。

二 有限会社では任意準備金並びにドイツマルク貸

他自己資本に対する差引項目が表示されている限り準備

(2) 基礎となる貸借対照表に繰越損失を含む損失その

れることができない。 金を組入れることはできない。その他左の準備金は組入

業年度の純利益の分配が決定された後にのみ決議するこ

の年度決算書

ができる。 準備金は、 (3)されるべき準備金の ら生ずる額 する継続年金および年金承継に対する引当金の取崩か 準備金項目中その取崩に税法上の規定から課税 新保険規整法による社会保険歳入増加を理由 負担調整財産課税準備金と明示された準備金。

(2)

右の貸借対照表は、

資本増加の決議に先だち一人

定の目的に使用されるべく定められている任意 その目的に一致する限度でのみ組入れること

対照表が決算検査役の自由な確認の附記を備えおよびそ することができる。 前最高六カ月以内にある最終の年度貸借対照表を基礎と の作成期日が商業登記簿になす登記のための決議の申告 第三条 (1) 決議は、 検査せられて確定した年度貸借

これを選挙しなければならない。 以つても行うことができる。決算検査役は、社員総会が 第四条 (2)有限会社では、 (1)決議が最終の年度貸借対照表に基づかな 右の検査は宣誓せる帳簿検査役を

> 貸借対照表の作成期日は、商業登記簿になす登記のため の決議の申告前最高六カ月以内とする。 よび評価に関する規定に適合しなければならない。 いときには、貸借対照表は年度貸借対照表の項目分類お その

Ł

査されなければならない。検査の最終的結果により異議 れを確認しなければならない。 を提出すべき点のないときは、 または数人の検査役により第一項に適合するや否やを検 資本増加は検査役のこの 検査役は附記を以つてこ

確認なしに決議してはならない。

(3)

検査役は株主総会(社員総会)により

選 挙 ž

れ

る。 れた検査役もしくは裁判所により選任された検査役を選 決算書の検査のため株主総会(社員総会)により選挙さ 別に検査役が選挙されなかつたときは、最終の年度

殊性から別段の結果を生じない限り株式法第一三六条第 挙された検査役とみなす。その他検査の委任に対する特 項第三文、第一三七条ないし第一三九条および第一四

条を適用する。有限会社では宣誓せる帳簿検査役をも

検査役に選任することができる。

関する法律第五九条ないし第六一条および第六三条を適

用する。

論

律

第五条

(1)

株式会社および株式合資会社では、

前条

の増加は、

第二項の認可を必要としない。

(2)

会社の株式が一○○ドイツマルク未満またはその

法

を決議する株主総会の日より少くとも二週間前に、株主 に定める場合の決議の基礎とする貸借対照表を資本増加

ない。各株主の請求があつたときは、総会の日より遅く の閲覧に供するため会社の営業所に備置かなければなら

とも二週間前に議案の謄本を交付しなければならない。

ができる。

(3)

て新たな社員持分の形成および社員持分の券面額引上げ

有限会社は、第一二条第二項に定める場合を除

株式はいずれも一○を以つて可分な金額に整置すること 本増加を実施することができる。券面額が引上げられる 倍数であるときには、株式券面額の引上げによつても資

供託を必要とするときは、総会の日の代りに株式供託を 総会に参加するためまたは議決権の行使のために株式の

なすべき期日を以つてする。

生じない限り、私保険企業および建築金融機関の監督に

す。その他検査の委任に対する特殊性から別段の結果を

査のため指定された検査役を指定された 検査役 とみ 査役が指定されなかつたときは、最終の年度決算書の検

ts

項および第一二条第二項に定める場合を除いて新株の発

年度貸借対照表の公示に関する定款の規定を準用する。

有限会社では、前条に定める場合に社員に対する

(2)

きるが、一〇〇ドイツマルク以下の金額は会社の株式が はいずれも一○を以つて可分な金額に整置することがで 行を以つてのみ資本増加を実施することができる。

る。新複数議決権株の発行および複数議決権株の議決権

第一三条第一項の規定により株式法第一二条

一〇〇 ドイツマルク 以下の金額の倍数で あ るときに限

第三項は保険株式会社には適用しない。保険株式

検査役は監査役の中から指定される。別に検

第六条

(1)

株式会社および株式合資会社は、

左の三

新株

分および券面額が引上げられる社員持分はいずれも一○により資本増加を実施することができる。新たな社員持

を以つて可分な金額に整置することができる。ただし最

④ 資本増加に関する決議では増加の方法を定めなけ低五○ドイツマルクに整置しなければならない。

施せられるときには、券面額の引上げられる小額持分にればならない。資本増加が持分の券面額引上げにより実

宋 第七条(1) 商業登記簿こなす登記のための資本の 慮しなければならない。

(5)

提出された書類は原本、

正本または公正認証謄本

その券面額引上げに適合しない金額を割当てないよう考

- に関する決議の申告には、資本増加の基礎となつた、かに関する決議の申告には、資本増加の基礎となつた、かは、第七条(1)商業登記簿になす登記のための資本増加

社財産の減少がない旨を説明しなければならない。
 社財産の減少がない旨を説明しなければならない。申告者は登記裁判所に対して、基礎となつた貸借対照表の作成期日より申告の日まで、資本増加が申告の日に決議されたとすれば資本増加に反するであろう会と財産の減少がない旨を説明しなければならない。

項第二文による説明が与えられるときにのみ決議を登記表が申告前最高六カ月以内の時点に作成され、かつ、前表が申告前最高六カ月以内の時点に作成され、かつ、前の一般である。

ロやの審査の義務を負わない。 ③ 裁判所は、貸借対照表が法律の規定に適合するや することができる。

示しなければならない。
(4) 決議の登記には会社財産による資本増加の旨を表否やの審査の義務を負わない。

第八条 (1) 資本増加に関する決議の登記と同時に、として裁判所に保存される。

資本は増加する。

(2)

新持分権は全額払込済とみなす。

主総会(社員総会)の決議は無効とする。割合に応じて株主(社員)に帰属する。これに反する株割のに応じて株主(社員)に帰属する。これに反する株の方の資本に対するその持分の

に新持分権の部分のみを割当てることになるときは、そ第一〇条 (1) 資本増加が従前の資本に対する一持分

の部分権は独立に譲渡および相続することができる。

(2)

は、

い。予告は少くとも一カ月以上の間隔において三回会社 公告紙に公告しなければならない。その最終の公告は連

引取られない株式の売却を予告しなけれ ばならな

連邦官報にする催告の公告より一年の経過後会社

邦官報にする催告の公告より一八カ月の経過前にしなけ

新持分権に関する証券交付の権利を含む新持分権

102

(2)

律

公告しなければならない。公告には左の事項を記載しな

ならない。株式法第一七九条第三項第二文ないし第六文

の規定をこれに準用する。

(4)

のないときは公の競売によつて、これを売却しなければ

仲買人による公定取引所相場を以つて、

また取引所相場

後会社は、引取られない株式を当事者の計算において、

連邦官報にする予告の最終の公告より一年の経過

ければならない。

ばならない。

の計算において売却する権利を有する旨を表示しなけれ より一年以内に引取られない株式を三回の予告後当事者

(2)

第一二条 (1)

自己持分は資本増加に参加する。

参加する。その場合における資本増加は、持分の券面額

分割払込済持分はその券面額に応じて資本増加

なお右の公告には、

会社が連邦官報にする催告の公告

旧株に対しいかなる割合で新株を割当てたか。

株式合資会社に準用する。右の会社は新株の割当を受け

前三項の規定は株券を発行しない株式会社および

る株主に催告しなければならない。

資本がいかなる額まで増加したか。

を株主に催告しなければならない。催告は会社公告紙に

増加に関する決議の登記後遅滞なく新株を引取るべき旨

ことができる。

第一一条

(1)

株式会社および株式合資会社は、資本

(3)

ればならない。

に基づく権利は、一持分権をなす数個の部分権のときは

一手に集中して、一持分権をなす数個の部分権が数人の

権利者に属するときはその権利の行使のために(株式法

第六三条、有限会社法第一八条)共同してのみ行使する

(1)

持分に附著する権利の割合は、

資本増

最終の営業年度の純利益の分配に関する決議に先だち、

定めることができる。その場合には、

決議前に経過した

決議前に経過した最終の営業年度の利益に参加する旨を

資本増加に関する決議においては新持分権がその

資本増加を決議した当該全営業年度の利益に参加する。

(2)

ができる。

る持分はいずれも五を以つて可分な金額に整置すること 成)により実施することができる。券面額が引上げられ は持分の券面額引上げ およ び.新株の発行(新持分の形 持分と全額払込済持分とが存在するときには、資本増加 引上げによつてのみ実施することができる。分割払込済

何様である。

第 一四条

(1)

新持分権は、

別段の定めのない

限

り

加により何等変更を生じない。 第一三条

ドイッ株式法の小改正 -

じて、かつ、資本金額に対する増加の百分率だけ増加し 諸権利は、未済の出資の履行まで履行された出資額に応 権利が履行された出資額に応じて定まるときには、その て株主(社員)に帰属する。その増加額は株式法第二一 (2) 分割払込済持分の利益参加もしくは議決権等の諸

二条第三項の適用においては、全額払込済とみなす。

関係上の経済的内容は、 ない。株主の従たる義務 (株式法第五○条)についても

関する決議は、

資本増加に関する決議がその決議後三カ

その決議前に経過した最終の営業年度の純利益の分配に したときに効力を生ずる。資本増加に関する決議および

の金額もしくは価額に基づく第三者に対する会社の契約 会社の利益配当および持分または資本金額その他 資本増加により何等変更を生じ

> の営業年度の純利益の分配に関する決議は、 ればならない。資本増加に関する決議前に経過した最終 資本増加が本法第一条第三項に相違する旨を決議しなけ 資本が 増

٦'n

れている間または資本増加の申請に国家の認可が得られ ただし右期間の進行は、 月以内に商業登記簿に登記されないどきは無効とする。 取消もしくは無効の訴 の提起さ

ない間は停止する。

条件附資本(株式法第一五五条以下)は基

第

五条

104

本資本と同じ割合において増加する。条件附資本が転換

社債の債権者に対する転換権附与の目的のために決議さ

受株の券面総額との差額を塡補するため、

転換権者の追

第二章

自己株式および損益計算書

第一九条

株式法はつぎのようにこれを改正する。

れているときは、社債の発行価額と転換社債に与える引

する。

は、当該許可は右株式に割当てられる新株にも効力を有

加払込が合意されない限り、

特別準備金を設定しなけれ

法

۲

第一八条

資本増加前に発行されている会社の株式が

した株式の券面総額は、

会社または従属会社がすでに同 かつ、現に占有している会社

の目的のために取得し、

イッの取引所における公定取引を許可されているとき

増加として表示してはならない。

られる新持分権の取得価額とみなす。持分権の増加分は 金額は資本増加前に取得した持分権およびそれに割当て の割合に応じて配分されるときは、各持分権に生ずる右 その持分権およびそれに割当てられる新持分権に券面額

れ

かつ、取得が無償であるときまたは会社がその取

株式の券面額もしくは発行価額の全額が履行さ

得により買入委託を実行するとき。

ただし第一号および第二号に定める目的のために取得

律

を、それぞれしてはならない。

第一七条 資本増加前に取得した持分権の取得価額が

論

び新仮株券の発行を、

有限会社では 新社員持分の形成

登記前には、株式会社および株式合資会社では新株およ

ができる。

あるとき。

しようとするとき。

株式を会社の被傭者に取得せしめるために提供

取得が会社の重大な損害を避けるために必要で

(1)

会社は左の場合に限り、自己株式を取得すること 第六五条第一項はつぎの法文にこれを改める。

商業登記簿にする資本増加に関する決議の

叢

ばならない。

の他の株式の額と合算して、資本の十分の一を超えては

ならない。

第一三二条 第一三二条はつぎの法文にこれを改める。 損益計算書の項目分類

(1) 損益計算書には、 勘定式または段階式を採用する

ことができる。

分類を妨げない。営業の種類が別段の項目分類を必要と て表示しなければならない。ただしこれより詳細な項目 (2)勘定式を採用するときには、つぎの項目を区分し

れを妨げない。 第 費用の部

するときは、つぎの項目分類と同じ程度である限り、こ

完成品および半成品の棚卸高の減少。

原料費、

補助材料費および経費並びにこれと同

規すべき他人の給付に対する費用および買入商品に対

四 社会的負担。 賃銀および給料。

六 五 第一三一条第一項AⅡ第一号ないし第五号に掲 他の項目に表示されない社会的費用。

げる固定資産の減価償却費および価値修正費

七 第一三一条第一項AⅡ第六号および第七号に掲

げる固定資産の減価償却費および価値修正費。 第一三一条第一項AⅢ第四号ないし第一六号に

固定資産の処分による損失。

九

掲げる流動資産の減価償却費および価値修正費。

利息およびこれに類する費用。

租税。

а 所得税、

収益税および財産税の

b

 \equiv 負担調整財産課税の その他。

=

損失負担契約に基づく費用。

四 その他の費用。

六

五.

利益引渡契約に基づく利益の出

七 準備金への組入額。 前年度の繰越損失。

四

利益引渡契約に基づく収益。

第二 収益の部。 八 а b 純利益。 任意準備金への組入額。 法定準備金への組入額。

売上高。

完成品および半成品の棚卸高の増加。

その他の積極的自己給付。

Ŧ. 固定資産外の有価証券に基づく収益。 資本参加に基づく収益。

利息およびこれに類する収益。 固定資産の処分および評価換による収益。

る収益。 九 前号に掲げるものを除く価値修正費の取崩によ

引当金の取崩による収益。

その他の収益。

前年度の繰越利益。

損失負担契約に基づく収益。

— [四 準備金からの取崩額。 法定準備金からの取崩額。

任意準備金からの取崩額の

五 純損失。

ν<u>ς</u>, 1、売上商 れを妨げない。

するときは、つぎの項目分類と同じ程度である限り、こ 分類を妨げない。営業の種類が別段の項目分類を必要と て表示しなければならない。ただしこれより詳細な項目 ③ 段階式を採用するときには、つぎの項目を区分し

の増加または減少 完成品および半成品の棚卸高 その他の積極的自己給付

総受取給付額 原料費、補助材料費および経

の給付に対する費用および買入 費並びにこれと同視すべき他人

商品に対する費用

		٠.			65.											
恕	18	17	16 7	15	14	13	蓹	12	-	П	10	^	9	8	7	6
的費用	他の項目に表示されない社会	社会的負担	16 - 賃銀および給料	損失負担契約に基づく収益	その街の収益	引当金の取崩による収益	修正費の取崩による収益	前号に掲げるものを除く価値	による収益	11 固定資産の処分および評価換	利息およびこれに類する収益	へ反対	固定資産外の有価証券に基め、	資本参加に基づく収益	利益引渡契約に基づく収益	総収益/総費用
	に表示	(古	び給料]契約に) 及益	取崩に	対崩によ	がるも	益	旨の処分	はびごれ		筐外の有	に基っ	度契約に	/総費用
· 	されな			がいた。		よる収	る収益	のを除		なてぬ	に類す	. '	価証券	が人皮な	基へへ	
	い社会			収益		档		へ価値		評価換	る収益		に基づる。		収益	
													•			
					·	·					;			•		
				il							٠		•			
27	26	25	b		a	24	23	. 22 .	凝		21	遥	}-	20	遥	7
その他の費用	損失負	負担調	その台	税	所得税,	租税	利息お	固定資	(価償却	いじ第16	第 131	(価償却	:び第7	第 131	《価償刦	`し第.5
の費用	損失負担契約に基づく費用	負担調整財産課稅	台				よびで	22. 固定資産の処分による損失	滅価償却費および価値修正費	号に掲	条第1	滅価償却費および価値修正費	号に掲	条第1	滅価償却費および価値修正費	号に掲
· .	に基づ	課稅	•	*	益税お		れに類-	分による	び価値	げる流	項AIII	び価値!	げる国	項AII	び価値	げる国気
	〈費用	•			収益税および財産		利息およびこれに類する費用	る損失	修正費:	・いし第16号に掲げる流動資産の	第 131 条第 1 項 A III 第 4 号な	修正費	よび第7号に掲げる固定資産の	20 第131条第1項AII第6号お	修正費	いし第.5 号に掲げる固定資産の
				1	3-43-			· -			***			O,		Ŭ
ŧ		:	ļ				İ	ļ	-			-				

出土

論 叢 32 31 30 29 ы 準備金への組入額 前年度の繰越利益/繰越損失 年度剰余/年度欠損 準備金からの取崩額 任意準備金への組入額 法定準備金への組入額 任意準備金からの取崩額 法定準備金からの取崩額

除することができる。 (4)33 売上高の算定には、 純利益/純損失 値引高および戻し高に限り控

法

律

る公定取引の許可が申請されていないときには、 自由取引に含まれないときおよびドイツの取引所におけ おける公定取引を許可されていないとき、または通常の (5)決算期日において会社の株式がドイツの取引所に 勘定式

の収益は、第二項第一の第一号および第二号の費用と差 を採用するに際しては第二項第二の第一号ないし第三号

> る。 引勘定をすることがで きる。 要しない。 益」または「総費用」として最初の項目に表示しなけれ ないし第五号の項目は、これを区分して表示することを ばならない。段階式を採用するに際しては第三項第一号 ただし右の適用は左の場合に限るもの とす ただしその結果は「総収

貸借対照表総額が三○○万ドイツマルクを超え

ないとき。

二 会社が同族会社であり、

かつその貸借対照表総

互に 一九三四年一〇月一六日の 租税調整法 主が単一の自然人である株式会社またはその株主が相 額が一○○○万ドイツマルクを超えないとき。その株 (Steue-

係にある自然人である株式会社は、これを同族会社と 号ないし第五号の適用を受ける血族もしくは姻族の関 ranpassungsgesetz, RGBl. I S. 925) 第一○条第二

みなす。

各株主は第一文を適用しない形式における損益計算書の 同族会社が本項第一文による資格を使用するときは、 (2)

ッ株式法の小改正

を罰する。

実に反することを知りてなしたときは禁錮を以つてこれ の業務執行者が、第七条第一項第二文に定める説明を真 合資会社の無限責任社員または監査役員並びに有限会社 株式会社の取締役員または監査役員、

罰則、経過規定および終結規定

株式

る。

る営業年度または継続する営業年度の年度決算書から適 第一九条□の規定は、一九六○年一二月三一日に終結す (1) 株式法第一三二条の改正法文に関する

用しなければならない。ただしそれ以前の営業年度の年 度決算書に適用することができる。

二項のみを指定しているときは、その指定は効力を失う 本法の法文にこれを代える。ただし株式法第一三二条第 一条第一項を指定しているときは、株式法第一三二条は 他の法律において株式法第一三二条または第一三

109

ものとする。

本法は、一九五二年一月四日の第三過渡法

提出を請求することができる。

第一三条第一項の規定に よ り ベルリン 地区にも適用す (Dritten Uberleitungsgesetz, Bundesgesetzbl. IS. 1.)

第二三条 本法は、公布の翌日からこれを施行する。

会社財産による資本増加並びに被傭者に対す

法律 (一九五九年一二月三〇日成立 る自己株式の譲渡に伴う税法上の処理に関する

会社(株式会社・株式合資会社・有限会社)が一九五九 第一条(社員の所得および収益に関する租税)

算書に関する法律の規定により資本を増加し たとき に 年一二月二三日の会社財産による資本増加並びに計益損 新持分権の取得は所得および収益に関する課税を受

けない。

は、

第二条(会社の租税)

前条の場合において社員によ

叢 -を受けない。 る新持分権の取得は、 第三条(取得価額)、資本増加前に取得した持分権の : 資本取引税法第二条第一号の課税

れに割当てられる新持分権の取得価額とみなす。 に生ずる右金額は資本増加前に取得した持分権およびそ 権に券面額の割合に応じて配分されるときは、各持分権 取得価額がその持分権およびそれに割当てられる新持分

しようとするとき。

 \equiv

持分の券面額もしくは発行価額の全額が履行さ

は 本増加に関する決議の謄本を提出しなければならない。 週間以内に、 商業登記簿にする資本増加に関する決議の登記後二 税務署に対し資本の増加を通知し、 かつ資

法

律

論

第四条(税務署に対する資本増加の通知) 物的会社

えない限度において利益の分配(配当)とみなす。 に対して払戻すときは、その払戻しが資本の増加額を超 本減少により生じた剰余の財産の全部または一部を社員 条)の後五年以内においてその資本を減少し、かつ資 第五条 (資本の減少) (1) 物的会社が資本増加 物的 第

会社が資本増加の後五年以内において自己持分の取得に

を徴収する。

右租税は物的会社が支払うことを要し、そ

員の所得に関する租税は、

総額課税の方法においてこれ

(2)

使用した金額は、その持分の券面額が資本の増加額を超 えない限度において利益の分配 (配当) とみなす。

し左の場合には右第二文を適用しない。 一 持分を会社の被傭者に取得せしめるために提供 あるとき。 取得が会社の重大な損害を避けるために必要で

得により買入委託を実行するとき。 れ かつ、取得が無償であるときまたは会社がその取

でに同一の目的のために取得し、 に取得した持分の券面総額は、 会社または従属会社がす かつ、現に占有してい

ただし第三文第一号および第二号に定める目的のため

えてはならない。 る会社の他の持分の額と合算して、資本の十分の一を超 前項に定める利益の分配 (配当) に賦課される社

る。

二条)によりこれを確定する。 本減少の通知は、 的会社の所得の算定から控除することはできない。 税率は利益の分配額の百分の三十とする。右租税を物 (3)第四 税務署は、 条の規定は本条の資本の減少に準用する。 右税額を租税決定(租税基本法第二一 租税基本法第一六六条に定める租税申

後一ヵ月以内に、これを支払わなければならない。 (5)資本減少前に存在する総持分権の取得価額が資本 右租税は租税決定の通達

存する持分権の取得価額とみなす。 (優先価格による被傭者に対する自己株式の譲

加納税を実施する。

いて禁止期間が満了したるときは、

法令の適用により追

れるときは、各持分権に生ずる右金額は資本減少後に残

の日に基準とした取引所価格と優先価格との差額 譲渡せざる旨(禁止期間)を合意したるときには、 被傭者に譲渡し、 社が取引所価格より低い価格(優先価格)で自己株式を 渡に伴う所得税(賃銀税)) かつ、その株式を五年以内においては 株式会社または株式合資会 (相場 決議

減少後に残存する持分権に券面額の割合に応じて配分さ 資 代える。被傭者の死亡または取得資格の喪失の場合を除 差額) 取引所における取引または通常の自由取引を許可されて はその全額を非独立労働による所得に算入する。 いないときには、取引所価格は一般価額を以つてこれに ら生ずる利益はその全額を非独立労働による所得に算入 る年間五○○ドイツマルクを超えるときに限り、 する。相場差額から生ずる利益が各被傭者に対し暦によ が取引所価格の半額以上であるときに限り、 合を除き、 から生ずる利益は、 非独立労働による所得には算入しない。差額 本条第二文および第三文の場 相場差額 株式が 右利益

は、 ベルリン地区にも適用する。 Bundesgesetzbl. I S.1.)第一二条 第一項の規定により 月四日の第三過渡法(Dritten Uberleitungsgesetz 第七条(ベルリン地区の適用) 第三過渡法第一四条に よ り ベルリン 本法に基づき成立する法令 本法は、一九五二年 地区に適用す

すって

第八条(施行)・本法は、公布の翌日からこれを施行